

通院等乗降介助における訪問介護員等の運転する車両への家族の同乗に関する基準  
(趣旨)

第1条 この基準は、通院等のための乗車又は降車の介助（以下「通院等乗降介助」という。）において訪問介護員等が運転する車両に当該通院等乗降介助を受ける居宅要介護被保険者と共に当該居宅要介護被保険者の家族が乗車すること（以下「通院等乗降介助家族同乗」という。）の基準について定めるものとする。

第2条 通院等乗降介助家族同乗は、次に定める基準により行うものとする。

- (1) 要介護者が認知症又は精神疾患を有する者であり、家族がいないと精神的に不安定になるため、輸送の安全性を保つことが困難であると認められる場合
- (2) 主治の医師の診断により要介護者の痰の吸引が必要であると認められる場合
- (3) 要介護者が認知症、精神疾患、失語症及びこれらに類する症状が原因で病状を医師に伝えることができないため、当該要介護者だけでは通院の目的が果たせないと認められる場合

附 則

この基準は、令和元年12月1日から施行する。